

——「ホミック通信」は編集者の気分まかせで、不定期に発行いたします——

# ホミック通信

Vol. 1

暑中お見舞い号

2004.7

発行/〒541-0041 大阪市中央区北浜二丁目5番13号 北浜平和ビル9階 ホミック司法事務所 編集/ 梶田美穂  
Tel 06-6202-1939 Fax 06-6202-7001 <http://www.homik.com> E-mail:info@homik.com

暑中お見舞い申し上げます。

厳しい暑さが続きますが、いかがお過ごしでしょうか？

「心頭滅却すれば火もまた涼し」という境地に達するには、まだまだ修行が必要なようで、ビールの美味しさにすぎる者あり、ひたすら紫外線を避ける者あり、メンバーそれぞれ酷暑と闘っています。

どうぞ皆様も、十分にご自愛ください。

## ■簡裁代理権のその後

昨年7月に所長梶田が、今年3月には米崎が、簡易裁判所関係業務の代理権を認定されました。

一方今年4月から、簡易裁判所での取扱額の上限が、従来の90万円から140万円に引き上げられました。

すなわち、請求額が140万円までの紛争については、ホミックで代理人となることができるのです。

認定以前は、内容証明郵便も訴状も、代理人ではないため、依頼者の方のお名前では提出できず歯痒い思いをしたこともありますが、今では「代理人司法書士 梶田美穂、米崎みどり」として動けることの効果は大きいものだとつくづく実感しています。

昨年には工事代金の請求を受託しましたが、訴訟を提起するまでもなく、内容証明郵便の送付だけで、すぐに支払を受けることができました。

また、不当利得返還請求事件では法廷に立ち、結果、二つの事件で合計120万円ほどの金額を取り戻すことに成功しました。その他には、「貸金返還請求」「(けがによる)損害賠償請求」「解雇予告手当請求」「建物明渡請求」「親子関係不存在確認(簡裁ではなく地裁)」などのご相談やご依頼をお受けしています。

話し合いによる解決を放棄して、何もかも裁判にしてしまう「訴訟社会」が到来するとすれば、それには困惑を禁じえません。

しかし、当事者同士では感情的になってしまい話し合いが進まない場合に、代理人として冷静に解決の道筋を探ったり、あるいは、権利や義務を無視して開き直る相手方に、法律的に毅然とした態度を示したり、認定司法書士の利用方法は結構あるぞ、と考えています。

## ■ご自分でませんか？ 抹消登記

ホミックでは、住宅ローンを完済された後の抵当権抹消登記について、次のような手順のサービスを提供しています。

1. 金融機関で渡された抹消書類をお持ちいただく。
2. 登記申請書を完成させて依頼者にお渡しする。
3. 依頼者ご自身で法務局に行ってください。

この「登記申請書作成」については、抵当権1件につき5,250円（消費税込み）を頂戴しています。

通常、銀行などを通じて抹消登記を依頼すると3万円前後必要です。かと言って、申請書作成から全て自分でやるとなると、法務局の相談窓口へ何度か足を運ぶなど結構面倒なものです。

ホミックでは、抹消登記のご依頼があると必ずこの方法をお勧めし、喜んでいただいています。この半年に10名の方がご利用になり、中には二度目の方もおられますし、「簡単でした」とお葉書を下さった方もおられます。

抹消登記は特別に急ぐものでもありませんし、平日法務局へ出向く時間のある方（ご本人でなくても構いません）はぜひご利用ください。

## ■会社のURL登記

6月には、株式会社から貸借対照表のURLの新設登記の依頼が2件ありました。

ホミックHPの「なるほど登記 Vol.10」でもご紹介していますが、商法で義務付けられている決算公告の開示を、自社のホームページで行なうことができるからです。官報で決算公告を行なうと1回につき約7万円必要ですし、減資や合併など「決算公告をしたことを証する書面」が必要な登記を行なう際に慌てることになります。ホームページを既に開設している株式会社では、このURLの登記を済ませておかれることをお奨めいたします。

URLの登記は、取締役会の決議でき、費用は登録免許税を含め約6万円です。

## ■ウィークエンドミステリー&シネマ

ホミックHP (www.homik.com) を4月にお色直しし、さらに6月から「ウィークエンドミステリー&シネマ」というページを追加しました。

事務所メンバーがこれまでに読んだミステリー・観た映画を、それぞれの嗜好でご紹介するページです。無記名なので、誰が書いたかはご想像にお任せしています。

最近では「ホームページ読んでよ」と声を掛けられることも多く、これからもポチポチではありますが、楽しく作り続けたいと考えています。

### 司法書士の仕事

- 不動産登記
  - 商業・法人登記
  - 裁判
  - 成年後見
- 相続・売買・贈与など
  - 設立・役員変更など
  - 訴訟・調停・和解・破産など
  - 任意後見契約・遺言・死後事務など